

令和6年度 危険物取扱者試験案内

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の5第1項の規定により秋田県知事から委任された危険物取扱者試験を次のとおり実施します。

お知らせ

- 1 受験申請方法は**書面申請**（願書による受験申請）と**電子申請**（インターネットからの受験申請）の2通りがあります。
- 2 **受験票（写真貼付）を試験当日必ず持参してください。**
詳しくは、4～5ページをご覧ください。
- 3 試験日程については、2ページをご覧ください。
- 4 **令和6年5月1日から試験手数料（4ページ）が改定されました。旧試験手数料で受験申請された場合には、差額の払込みが必要となりますのでご注意ください。**
※試験手数料の払込みだけでは、受験できません。

（注）試験案内は最後までよく読んで、記載されている内容に同意した上で申し込んでください。
申し込まれた方は、試験案内に記載された全ての事項に同意されたものとして取扱います。

気象庁による特別警報などの災害情報等の発表に伴い試験日時の変更等を行う場合には、試験開始予定時刻の二時間前までに、緊急のお知らせをホームページに掲載します。また、事故等により会場や日程を変更する場合も緊急のお知らせをホームページに掲載します。

1. 受験願書申請期間、試験日、受験地及び試験種類

◆ 9時30分集合 10時試験開始

試験日	受験地	書面申請受付期間	電子申請受付期間	試験種類	合格発表予定日
5月12日(日)	大館市・能代市・大仙市・湯沢市	3月22日(金) ～4月5日(金)	3月19日(火) ～4月5日(金)		5月31日
5月19日(日)	秋田市	3月29日(金) ～4月12日(金)	3月26日(火) ～4月12日(金)		6月7日
7月14日(日)	大館市・男鹿市・大仙市・横手市	5月24日(金)～6月7日(金)		甲種	8月5日
7月21日(日)	能代市・秋田市・由利本荘市	5月31日(金)～6月14日(金)		乙種	8月9日
10月6日(日)	由利本荘市・大仙市・横手市	8月16日(金)～8月30日(金)		(第1類) 、 (第6類)	10月28日
10月13日(日)	大館市・秋田市	8月23日(金)～9月6日(金)			11月5日
11月24日(日)	秋田市	10月4日(金)～10月18日(金)		丙種	12月13日
令和7年 1月26日(日)	能代市・由利本荘市・湯沢市	12月6日(金)～12月20日(金)			令和7年 2月17日
令和7年 2月2日(日)	大館市・秋田市・大仙市・横手市	12月11日(水)～12月25日(水)			令和7年 2月25日

(1) 受験願書を郵送する場合は、願書を折らないでください。

① 書面申請の場合は、**受付期間最終日の消印有効**です。

注意 普通郵便の場合、不着によるトラブルが起きる可能性があるため、配達状況が確認できる「簡易書留郵便」か「特定記録郵便」をお勧めします。なお、不着によるトラブルについては、当センターでは一切責任を負いません。

② 電子申請の受付期間は、電子申請受付開始日の午前9時から電子申請受付締切日の午後11時59分までです。

(2) 締切日(受付期間)を過ぎた受験願書及び記載事項等に不備のある受験願書、又は虚偽の記載をしたり適正を期することができない受験願書は受理できません。この場合は、受験申請書類等を返却します。その際の費用は本人負担となります。

(3) 一旦提出し、受付処理された受験申請書類は、一切お返ししません。

(4) **受験願書受付締切日以降は、「試験日」・「試験種類」・「受験地」の変更はできません。**

※合格発表は合格発表予定日より早まる場合もあります。

2. 試験の実施会場(予定)

試験は次の会場で行う予定です。受験願書の**受験地欄には太枠内の市名**を書いてください。試験会場を指定することはできません。

受験地	試験会場(予定)	駐車場の有無
秋田市	県社会福祉会館 他	有(台数制限あり)
大館市	大館市立中央公民館	有(台数制限あり)
能代市	能代山本広域交流センター 他	有(台数制限あり)
男鹿市	男鹿工業高等学校	有(台数制限あり)
由利本荘市	由利本荘市市民交流学習センター	有(台数制限あり)
大仙市	大仙市大曲交流センター	有(台数制限あり)
横手市	横手清陵学院高等学校	有(台数制限あり)
湯沢市	湯沢市文化交流センター 他	有(台数制限あり)

(注1) 試験会場は収容人員等の関係で、**変更になる場合もありますので、受験票で確認してください。**

なお、受験票に記載された試験会場以外での受験はできません。

(注2) 試験会場は駐車台数に制限がありますので、満車の時は自己の責任において駐車場を確保してください。また、会場付近(空地やコンビニエンスストア、スーパー等)での無断駐車は、相手に迷惑がかかりますし、試験会場に苦情が殺到しますので、絶対にやめてください。※事故や駐車に関わるトラブルについては、一切責任を負いません。

(注3) 試験会場はすべて禁煙です。(高等学校は構内も含む)

(注4) 高等学校会場は、**スリッパ等を持参してください。貸し出し用のスリッパはありません。**

(注5) 試験会場への電話での問い合わせは絶対にしないでください。

(注6) 試験当日の特例措置(車イスの使用、拡大鏡、ルーペ等の使用等)を希望される場合は、事前にご連絡ください。

3. 受験手続

受験願書の申請方法は、書面申請（願書による受験申請）と電子申請（インターネットからの受験申請）の2通りがあります。

(1) 書面申請

受験願書については、**受験する種類（1種類に1枚）ごと**に作成し、次表の書類の提出が必要です。提出書類に不備があった場合は、受験できない場合もありますので、ご注意ください。

提出書類名	留意点
①受験願書	試験手数料の払込みだけでは受験できません。9ページの記入例を参照して記入し、必ず受験願書を提出してください。
②振替払込受付証明書	当センター指定の「振替払込受付証明書（お客さま用）」を願書B面の指定の欄にのり付けしてください。（10ページを参照）
③危険物取扱者免状のコピー	該当者のみ 既にいずれかの種類の危険物取扱者免状を取得している方は、願書B面裏の指定の欄にのり付けしてください。（10ページを参照） 甲種を受験される方は、受験資格を証明する書類の提出が必要です。（8ページを参照） 火薬類の免状を有し、乙種第1類又は第5類の試験科目一部免除を受ける方は、証明する免状のコピーの提出が必要です。（7ページを参照） 丙種の試験科目免除を受ける方は、資格を証明する書類の提出が必要です。（7ページを参照）
④甲種受験資格を証明する書類	
⑤証明する免状のコピー	
⑥資格を証明する書類	

(2) 電子申請

インターネットからの申請の場合は、次表の内容を参照し、当センターのホームページにアクセスし、所定の画面から情報を入力してください。

表中の「電子申請の可否」欄に**×印**が表示されているものは、電子申請はできませんので、書面により申請してください。

種類	内容	電子申請の可否	備考
甲種	次の4種類以上の乙種危険物取扱者免状の交付を受けている方 ●第1類又は第6類 ●第3類（必須） ●第2類又は第4類 ●第5類（必須）	○	● 電子申請するにあたっての主な留意事項は、次のとおりです。 ① パソコンやスマートフォンを使ってインターネットに接続でき、受験票（PDF）を自宅やコンビニ等のプリンター、複合機で印刷できること ② 携帯電話やフリーメールアドレスは迷惑メール対策等により、当センターからのメールを受信できないことがあること（受験票のダウンロードにメールは不要） ③ 既に危険物取扱者免状を取得している場合は、免状の記載事項に変更がないこと ④ 乙種免状を取得している方で乙種試験を受験する方は、自動的に試験科目の一部が免除になること
	上記以外の受験資格者（8ページを参照）	×	
乙種	同一試験日に1種類だけ受験する方	○	
	第1類又は第5類を受験する方で、火薬類免状による科目免除を希望する方	×	
丙種	同一試験日に丙種だけ受験する方	○	
	5年以上消防団員として勤務し、かつ、消防学校の教育訓練のうち基礎教育又は専科教育の警防科を修了した方で、証明書による科目免除を希望する方	×	
複数受験	すでに乙種危険物取扱者免状を有する方で、同一試験時間帯に乙種の試験を2種類又は3種類受験する方	×	
再受験	過去3年以内に書面申請又は電子申請をし、受理された経過がある方で、次に該当する方 ●当該試験を再受験する方 ●同一の受験資格要件で他の種類を受験する方	○	①電子申請できるのは、同一試験日に1種類のみ ②入力時に前回の受験票（控）又は試験結果通知書が必要

（注1）電子申請の受付時間は、受付開始日の午前9時から受付締切日の午後11時59分までとなります。（24時間対応。ただし、毎週土曜日午前3時～午前5時はシステムメンテナンスのため申請不可）

（注2）危険物取扱者免状を有することによる甲種受験資格、乙種科目免除資格のある方でも、免状番号（免状の写真下に記載されている12桁の番号）のない古い免状をお持ちの方は電子申請はできませんので、書面申請してください。（電子申請は、免状番号の入力が必要のため）

（注3）団体一括申請を新たに希望する場合は、事前に当支部にご連絡ください。（一括申請を行う場合は、「電子申請の可否」欄に×印がついていても可能な場合があります。）

4. 試験手数料及び払込方法

※受験願書受理後の手数料は、お返しいたしません。

(1) 試験手数料（非課税）

甲種	乙種	丙種
7,200円	5,300円	4,200円

(2) 書面申請の場合

① 受験願書と一緒に受領した所定の払込用紙を使って、試験手数料を郵便局又はゆうちょ銀行の窓口で払い込んでください。(ATM不可)

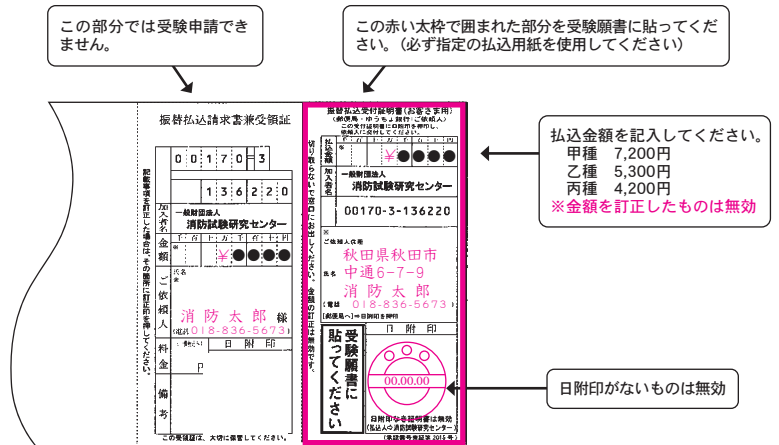
別途払込手数料が必要です。

② 次に「振替払込受付証明書（お客さま用）」を受験願書B面の試験手数料欄にのり付けしてください。**(本人用の「振替払込請求書兼受領証」では無効なので、注意してください。)**

(3) 電子申請の場合

払込方法は、次の決済方法から選択できます。**別途払込手数料が必要です。(団体一括電子申請を除く)**

- ① ペイジー (Pay-easy) 決済 ※情報リンク方式、オンライン方式
- ② コンビニエンスストア決済 (セブンイレブン、ファミリーマート、ローソン、ミニストップ、セイコーマート)
- ③ クレジットカード決済 (VISA、MasterCard、JCB、アメリカンエクスプレス、ダイナース)



5. 受験票及び写真について

(1) 受験票の送付方法

① 書面申請の場合

試験日の約10日前までに送付します。**試験会場は受験票によって通知しますので、必ず確認してください。**

(注) **受験票が試験日の一週間前までに届かないとき又は試験種類・免状種類が間違っている場合は、(一財)消防試験研究センター秋田県支部 (018-836-5673) に連絡してください。**

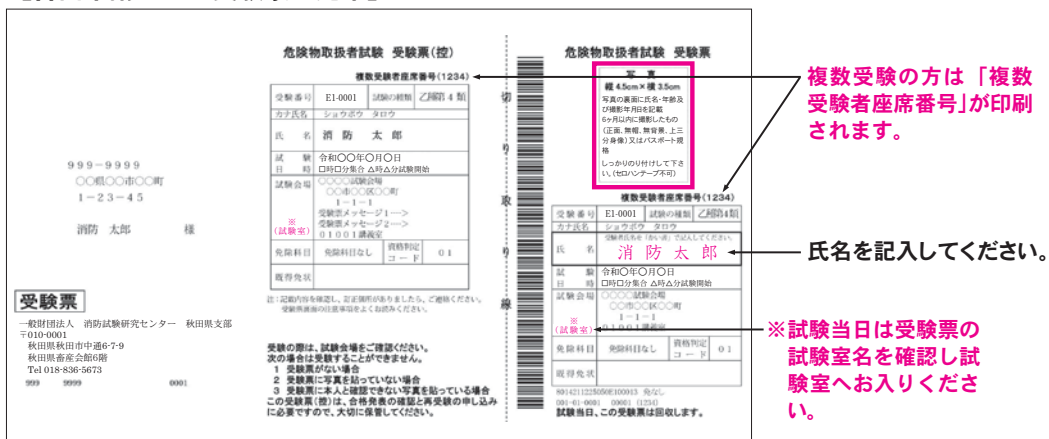
② 電子申請の場合

試験日の約10日前までに、申請時に入力された電子メールアドレスあてに受験票がダウンロードできる旨のメールを送信します。受験者本人が受験票をダウンロードして印刷し、**試験日当日、必ず持参してください。未着の場合はお問い合わせください。**

(2) 写真について (書面申請、電子申請共通)

試験当日は、写真を貼った受験票を必ず持参してください。

【書面申請による受験票の見本】



【電子申請による受験票の見本】

注意事項

- 次の場合は受験することができません。
 - 受験票がない場合
 - 受験票に写真を貼っていない場合
 - 受験票に本人と確認できない写真を貼っている場合
- 受験票に記載している集合時間までに入室してください。
- 受験票、印章（印又は印）の消しゴムを持参してください。
- 試験会場への電話の問い合わせは行ってください。
- 不正行為及び係員の指示に従わない場合は受験を中止し、失格とします。
- 本人確認のため、身分証明書（運転免許証等）の提示をお願いします。
- 電話による合否の問い合わせには、応じられません。
- 試験会場外での特定業者による試験結果通知の有料サービスは当センターは一切提供ありませんので、ご注意ください。
- 試験日時の変更が生じた場合は、当センターのホームページに緊急情報又は各支部からの重要なお知らせとして掲示します。

一般財団法人 消防試験研究センター 秋田県支部
〒010-0001
秋田県秋田市中通6-7-9秋田県商産会館6階

危険物取扱者試験 受験票

写真
縦 4.5cm×横 3.5cm
写真の裏面に氏名・年齢及び撮影年月日を
6ヶ月以内に撮影したもの
(正装、無背景、上三分身像)及びその裏面に
しるりの001を付けて下さい
(印はインクで押す)

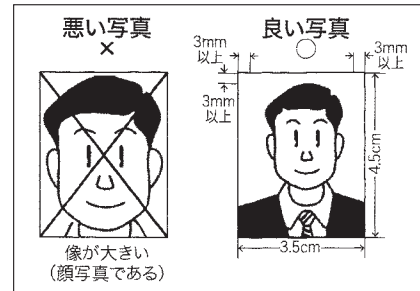
複数受験者産産番号(1234)

受験番号	E1-0002	試験の種類	乙種第4類
氏名	消防 太郎		
試験日	令和〇〇年〇月〇日	試験の開始時間	〇時〇分集合 〇時〇分試験開始
試験会場	〇〇市〇〇区〇〇町 〇-〇-〇		
※ (試験室)	〇1001講義室		
免除科目	免除科目なし	資格判定コード	01
既得免状			

80142122950E100013 免状
001-91-0001 00001 11234
試験当日、この受験票は回収します。

氏名を記入してください。

●写真について



- 試験日前の6か月以内に撮影した写真
- 正面、無帽（申請者が宗教上又は医療上の理由がある場合を除く。）、無背景、上三分身像。
- 縦4.5cm×横3.5cm又はパスポート規格の大きさで枠なしの鮮明なもの。
- 髪が目にかからないこと。
- サングラスは不可。
- デジタル写真は写真専用紙に印刷（プリント）したものに限りです。
- 裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記入してください。
- セロハンテープで貼らないこと。
- 写真は、本人確認及び合格後の免状作成の際に使用します。

※ A4の用紙に印刷してください

6. 試験の方法

- 受験票に記載されている試験日時、試験の種類、試験会場、免除科目の内容により試験を行います。
- 甲種及び乙種の試験については五肢択一式、丙種の試験については四肢択一式のマークシート方式です。
- 試験当日は写真を貼った受験票、HB又はBの鉛筆数本又はシャープペンシルと消しゴムを必ず持参してください。（ボールペンは使用できません）
- テンプレート等の定規類、電卓、携帯電話、スマートフォン等は一切使用できません。必ず電源を切り、カバン等にしまってください。※スマートウォッチの使用は禁止します。
- 試験問題が紛失した場合は、聞き取り調査及び持ち物検査をすることがあります。

7. 同一人の複数受験（願書は試験の種類ごとに作成し、まとめて申請してください。）

既に乙種危険物取扱者の免状を持っている方に限り、同時に他の乙種の試験を3種類まで受験することができます。（試験時間は、2種類受験者は35分×2=1時間10分、3種類受験者は35分×3=1時間45分です。）

- (注1) 電子申請できません。書面による申請を行ってください。
- (注2) 受験願書B面裏に、既得免状のコピーをそれぞれ貼付して提出してください。（10ページを参照してください。）
- (注3) 試験手数料は2種類または3種類分の合計金額を一括で払い込んでも構いません。

8. 合格基準

甲種、乙種及び丙種危険物取扱者試験ともに、試験科目ごとの成績が、それぞれ60%以上であること。（試験科目の免除を受けた受験者については、その科目を除く）

なお、乙種第1類又は第5類の受験者であって、7ページ12(1)により試験科目の一部が免除された方については、免除された問題以外の問題で上記の成績であること。

9. 合格発表（合格発表予定日より早まる場合があります）

- (1) 試験日当日に合格発表予定日をお知らせします。
- (2) 合格者については、当センターのホームページ上に掲載するとともに、当支部掲示板に合格者の受験番号を公示します。また、受験者全員に結果通知書を郵送します。なお、試験結果の合否に関する電話による問い合わせ、試験問題及びその解答に関する問い合わせには、一切応じられません。
- (3) 試験会場外での特定業者による試験結果通知の有料サービスは当センターとは一切関係ありませんのでご注意ください。

10. 合格後の免状交付申請の手続き

合格した方は、次の書類を当支部まで郵送又は持参してください。

- (1) 二連の結果通知書及び免状交付申請書（絶対に折り曲げたり、切り離さないこと）
- (2) 免状交付手数料は、1種類につき、秋田県収入証紙**2,900円**（手数料欄に全面貼付）です。※**収入印紙ではありません。**

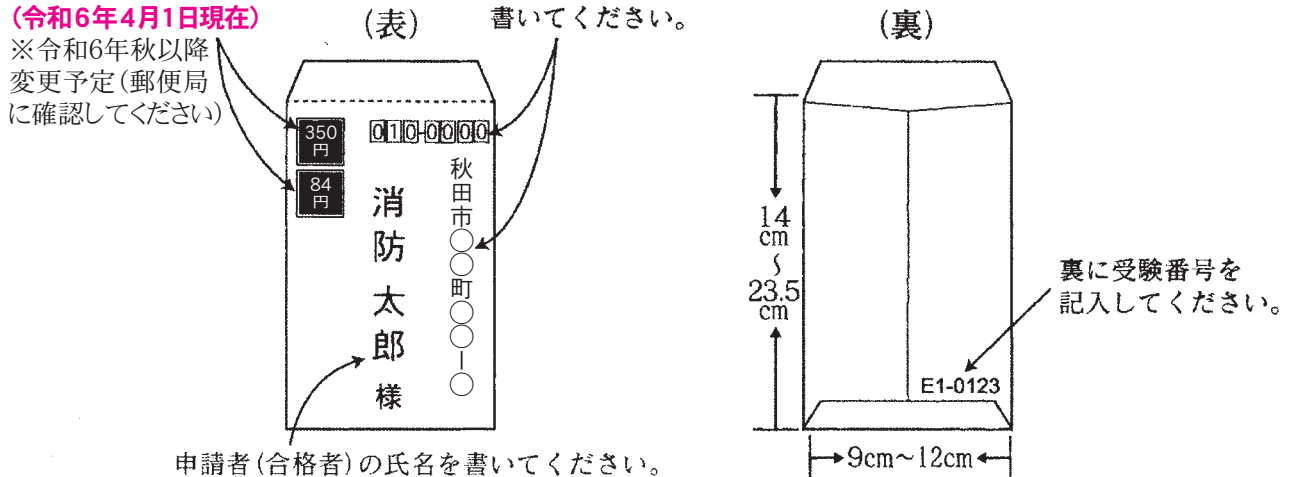
※秋田県収入証紙は、当支部、県庁及び各地域振興局の売店、交通安全協会の入っている警察署で販売しています。（県外の方は現金書留等で送ってください。）郵便局、コンビニエンスストアでは購入できません。

- (3) 既に危険物取扱者免状を持っている方は、その免状
- (4) 免状を郵送希望の場合は、返信用封筒（定形封筒に**434円分**（令和6年4月1日現在。令和6年秋以降変更予定（郵便局に確認してください）の切手を貼り、住所、氏名を記入してください。）※作成した免状を申請者へ送るための封筒です。

※返信用封筒の作成例（「運転免許証」を同封できる程度の大きさの定形封筒）

434円分の切手を貼ってください。
（令和6年4月1日現在）
※令和6年秋以降変更予定（郵便局に確認してください）

自宅（勤務先可）の郵便番号・住所を書いてください。



※免状に旧姓併記を希望の場合は、事前に秋田県支部にお問い合わせください。

11. 試験種類、試験科目、問題数及び試験時間

試験種類	試験科目 ()内は略称	問題数	合計	試験時間
甲種危険物取扱者試験	① 危険物に関する法令 (法令)	15問	45問	2時間30分
	② 物理学及び化学 (物化)	10問		
	③ 危険物の性質並びにその火災予防及び消火の方法 (性消)	20問		
乙種危険物取扱者試験	① 危険物に関する法令 (法令)	15問	35問	2時間
	② 基礎的な物理学及び基礎的な化学 (物化)	10問		
	③ 危険物の性質並びにその火災予防及び消火の方法 (性消)	10問		
丙種危険物取扱者試験	① 危険物に関する法令 (法令)	10問	25問	1時間15分
	② 燃焼及び消火に関する基礎知識 (燃消)	5問		
	③ 危険物の性質並びにその火災予防及び消火の方法 (性消)	10問		

- 〔備考〕 1 乙種危険物取扱者試験は第1類から第6類までの種別ごとに行います。
 2 科目の一部免除を受けた場合の試験時間については、7ページの12を参照してください。
 ただし、甲種危険物取扱者試験は、科目免除がありません。

12. 試験科目の一部免除

(1) 乙種危険物取扱者試験の一部免除

既に乙種危険物取扱者免状を有する方は、危険物に関する法令 (法令) ・物理学及び化学 (物化) の全部が免除になります。また、第1類若しくは第5類の受験者で**火薬類免状を有する方は申請により**、物理学及び化学 (物化) の一部、危険物の性質並びにその火災予防及び消火の方法 (性消) の一部を免除します。乙種危険物取扱者試験における試験科目の免除については、下表のとおりです。免除資格を有する方は、受験願書の科目免除欄に記入してください。

免除資格者	免除類別	試験科目 (略称)	免除内容	問題数	合計	試験時間
乙種危険物取扱者免状を有する方	全 類	① 法令	全部免除	0問	10問	35分
		② 物化	全部免除	0問		
		③ 性消		10問		
火薬類免状を有し、科目の一部免除を申請する方	第1類 第5類	① 法令		15問	24問	1時間30分
		② 物化	一部免除	4問		
		③ 性消	一部免除	5問		
乙種危険物取扱者免状を有し、かつ、火薬類免状を有する科目免除申請者	第1類 第5類	① 法令	全部免除	0問	5問	35分
		② 物化	全部免除	0問		
		③ 性消	一部免除	5問		

- 〔備考〕 1 試験科目 (略称) は7ページの11を参照してください。
 2 火薬類免状は、次の免状を意味します。
 ◇ 甲種、乙種及び丙種の火薬類製造保安責任者免状 (火薬類取縮法)
 ◇ 甲種及び乙種の火薬類取扱保安責任者免状 (火薬類取縮法)

(2) 丙種危険物取扱者試験の一部免除

丙種危険物取扱者試験において、試験科目の免除を受ける方は、「5年以上消防団員として勤務したことを証明する書類」(消防団長等が証明するもの) 及び「消防学校の基礎教育又は専科教育の警防科を修了したことを証明する書類」(消防学校長が証明するもの) を提出してください。

丙種危険物取扱者試験における試験科目の免除については、下表のとおりです。

免除資格者	試験科目	免除内容	問題数	合計	試験時間
5年以上消防団員として勤務し、かつ、消防組織法第51条第4項の消防学校の教育訓練のうち基礎教育又は専科教育の警防科を修了した方	危険物に関する法令		10問	20問	1時間00分
	燃焼及び消火に関する基礎知識	全部免除	0問		
	危険物の性質並びにその火災予防及び消火の方法		10問		

13. 甲種危険物取扱者試験の受験資格

次表に示す対象者に該当する方は、甲種危険物取扱者試験の受験資格があります。(化学に関する学科等の詳細は、ホームページをご覧ください。)

対 象 者	大 学 等 及 び 資 格 詳 細	願 書 資 格 欄 記 入 略 称	証 明 書 類
〔1〕 大学等において化学に関する学科等を卒業した方(専門職大学の前期課程を修了した方)	大学、短期大学、高等専門学校、専修学校 大学・短期大学・高等専門学校の専攻科、高等学校・中等教育学校の専攻科(備考1参照) 防衛大学校、職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発短期大学校、外国に所在する大学等 専門職大学の前期課程を修了 専修学校(備考2参照)	大学等卒	卒業証明書 又は 卒業証書・学位記 (学科等の名称が明記されているもの)
〔2〕 大学等において化学に関する授業科目を15単位以上修得した方	大学、専門職大学、短期大学、専門職短期大学、高等専門学校(高等専門学校は専門科目に限る)、大学院、専門職大学院、専修学校(備考2参照) 大学・短期大学・高等専門学校の専攻科 防衛大学校、防衛医科大学校、水産大学校、海上保安大学校、気象大学校、職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発短期大学校、外国に所在する大学等	15単位	単位修得証明書 又は 成績証明書 (修得単位が明記されているもの)
〔3〕 乙種危険物取扱者免状を有する方	乙種危険物取扱者免状の交付を受けた後、製造所等における危険物取扱いの実務経験が2年以上の方	実務2年	乙種危険物取扱者免状及び乙種危険物取扱実務経験証明書
	次の4種類以上の乙種危険物取扱者免状の交付を受けている方 ○第1類又は第6類 ○第2類又は第4類 ○第3類(必須) ○第5類(必須)	4種類	乙種危険物取扱者免状
〔4〕 修士・博士の学位を有する方	修士、博士の学位を授与された方で、化学に関する事項を専攻した方(外国の同学位も含む。)	学 位	学位授与証明書、又は学位記 (学位を取得していること、かつ、化学に関する事項を専攻したことがわかるもの)

※証明書類のうち、網掛け(■部分)をしてある書類については、コピーしたものを添付してください。

- 〔備考〕 1〔1〕の高等学校及び中等教育学校の専攻科については修業年限が2年以上のものに限ります。
 2〔1〕、〔2〕の専修学校については、修業年限2年以上、総授業時数1700時間以上の専門課程に限り認められ、証明書類として表の書類のほか次のいずれかの書面が必要になります。(ただし、表の証明書類に次の(1)又は(2)の内容が記載されている場合は、次の(1)又は(2)の書面は不要です。)
 (1) 専門士又は高度専門士の称号が付与されていることを証明する書面又はその写し
 (2) 専修学校の専門課程の修業年限が2年以上で、かつ、課程の修了に要する総授業時数が1700時間以上であることを証明する書面
 3〔2〕の大学、専門職大学、短期大学、専門職短期大学、高等専門学校、大学院、専門職大学院における修得単位は、卒業、在学中、中途退学又は通信教育等にかかわらず合算して算定することができます。放送大学も同様に算定できます。
 また、複数の大学等において単位を修得した場合、それぞれの単位を通算することができます。
 4〔3〕の「乙種危険物取扱実務経験証明書」は、事業主等の証明書です。受験願書のB面裏の様式を使用してください。
 5 旧大学、旧専門学校、高等師範学校、実業学校教員養成所等の卒業生及び単位修得者、専門学校卒業程度検定試験合格者も受験資格を有する場合があります。詳細はお問い合わせください。
 6 過去に甲種危険物取扱者試験の受験申請をしたことのある方は、その時の受験票(控)又は試験結果通知書を提出することにより受験資格の証明書に代えることができます。(コピー可)
 7 「願書資格欄記入略称」は、受験願書の「甲種受験資格」欄に記入するものです。

(参考) 危険物取扱者免状の種別と取扱いのできる危険物の種類

免状の種類	取 扱 い の で き る 危 険 物
甲 種	全種類の危険物
乙 種	第1類 塩素酸塩類、過塩素酸塩類、無機過酸化物、亜塩素酸塩類などの酸化性固体
	第2類 硫化りん、赤りん、硫黄、鉄粉、金属粉、マグネシウムなどの可燃性固体
	第3類 カリウム、アルキルアルミニウム、黄りんなどの自然発火性物質及び禁水性物質
	第4類 ガソリン、アルコール類、灯油、軽油、重油、動植物油類などの引火性液体
	第5類 有機過酸化物、硝酸エステル類、ニトロ化合物などの自己反応性物質
	第6類 過塩素酸、過酸化水素、硝酸などの酸化性液体
丙 種	ガソリン、灯油、軽油、重油などの引火性液体

※ 甲種及び乙種危険物取扱者は、自分自身で危険物の取扱いができるとともに、自分が立ち会うことにより、他の人(無資格者)に危険物を取り扱わせることができます。
 丙種危険物取扱者は、特定の危険物(ガソリン・灯油等)に限り、自分自身で取り扱うことができます。

危険物取扱者試験受験願書〔記入例〕

- ◎ 願書は必ず受験者本人がご記入ください。
- ◎ 書き損じた場合は、横2本線を引いてその上方に正しくお書きください。

A面

危

左づめで記入してください。外国籍の受験者は、住民基本台帳に記載されている漢字又はパスポートに記載されているアルファベット氏名を記入してください。

秋田と記入してください

濁点、半濁点は1マスとってください。

楷書で丁寧に書いてください。

現住所と照合するので正確に記入してください。

都道府県名から記入し濁点、半濁点は1マスと一緒に記入してください。

試験案内2ページより切り離さず記入してください。

甲種受験者は、8ページの記入略称を記入してください。

該当者は記入してください。

複数受験者以外は記入する必要はありません。

危険物取扱者免状有の場合は、全て記入してください。

危険物取扱者免状の有・無について必ずどちらかに○を付けてください。

一般財団法人 消防試験研究センター理事長 殿		都道府県名	秋田	申請日	令和 06 年 00 月 00 日
申請者名	シヨウボウ	氏名	シロウ	フリガナ・氏名は、氏と名に分けて、左づめで記入してください。	
氏名	消防	名	二郎		
生年月日	大昭和令 50 年 05 月 18 日生	本籍	秋田	都道府県	本籍コード 05
郵便番号	010-0001	必ず記入してください	自宅電話番号又は携帯電話番号	080-1234-5678	
住所	秋田県秋田市中通		勤務先名又は学校名		
	6-7-9		〇〇産業(株)		
	秋田県畜産会館6階		連絡先電話番号(携帯電話も可)		
			018-886-1115		
			内線		

申請する日を記入してください。

B面裏の「都道府県コード」から記入してください。

日中に連絡のとれる電話番号を記入してください。

3カ月以内に秋田県以外で申請又は受験した場合は、記入してください。

試験日	令和 06 年 00 月 00 日	※1	メールアドレス(任意)	@
試験種類	甲乙丙種 第4類	※2 受験地	他の都道府県での受験申請状況	
受験地	〇〇市	※3 資格	都道府県コード	試験種類
甲種受験資格		※4 免除	13	甲乙丙種 第4類
科目免除	火薬類製造保安責任者免状又は火薬類取扱保安責任者免状による試験科目免除を <input checked="" type="checkbox"/> 受ける <input type="checkbox"/> 受けない	※5 複数		試験日
	乙種危険物取扱者免状の交付を <input checked="" type="checkbox"/> 受けている <input type="checkbox"/> 受けていない	※6 併願		10月11日
	5年以上消防団員として勤務し、かつ、基礎教育又は専科教育の警防科を修了した者に <input checked="" type="checkbox"/> 該当する <input type="checkbox"/> 該当しない		該当する職業等に1つだけ○を記入してください	
同時に複数の試験を受ける者は、この願書以外に受ける種類を記入すること	甲乙丙種 第3類		① 高校生	⑦ 危険物を扱うその他の事業
			② ①以外の学生、教育・研究機関	⑧ 公務員
			③ ガリソンスタンド	⑨ 警備業
			④ 化学工業	⑩ ビル管理業
			⑤ 危険物の卸売業、小売業	⑪ その他
			⑥ 危険物の運送業	

免状番号は、免状の写真の下に記載されている12桁の番号

免状取得の有無について記入してください	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	免状番号	105412345678
取得している危険物取扱者免状は全部記入してください	元号コード (昭和3平成4令和5)	※入力番号	交付知事
	免状交付年月日	交付番号	コード
	甲		
	乙1		
	乙2		
	乙3		
	乙4		
	乙5	4 20 年 11 月 05 日 00352	秋田 05
	乙6		
	丙		

(記入上の注意)
 ● ● ● ● ●
 ※印は、記入しないでください
 本用紙は、黒色のボールペンを使用し「かい書」で記入してください
 本用紙を汚したり、折り曲げたりしないでください
 枠は該当するものに○を記入してください
 免状番号は、免状写真下に記載されている番号です

B面裏の「都道府県コード」から記入してください。

※団体コード [] ※受付機関コード [] ※分類コード [] (A面) 試験センター発行 506

書類等に不備があった場合の連絡手段として、メールによる連絡を希望する方はメールアドレスを記入してください。(携帯電話アドレス可)
 なお、迷惑メール対策等の設定をしている方は、当支部からのメールが届くよう、ドメイン指定受信等の設定(ドメイン名 shoubo-shiken.or.jp)を行ってください。

B面

受験願書

申請日 年 月 日

都道府県

〒

勤務先等連絡先

連絡先電話番号

内線

ここに「振替払込受付証明書」をはってください。

振替払込受付証明書(お客さま用)
 一般財団法人 消防試験研究センター
 〒00170-3-136220
 秋田県秋田市 中通6-7-9
 消防 太郎
 電話 018-836-56731

甲種は¥7,200
 乙種は¥5,300
 丙種は¥4,200と記入

必ず郵便局日附印を確認してください。

00.00.00

日附印なき証明書は無効(払込人の消防試験研究センター) (保証書番号第54476号)

※受験番号

(B面)

B面裏

各種証明書
この部分にのりづけして

都道府県等コード

北海道01	福島07	東京13	山梨19	滋賀21
青森02	茨城08	神奈川14	長野20	京都22
岩手03	栃木09	新潟15	岐阜21	大阪23
宮城04	群馬10	富山16	静岡22	兵庫24
秋田05	埼玉11	石川17	愛知23	奈良25
山形06	千葉12	福井18	三重24	和歌山26

乙種危険物取扱業務経験証明書

氏名 消防 二郎 昭和46年10月4日生

取扱った危険物 第5類 品名 有機過酸化物質

取扱った期間 平成29年1月15日から 令和3年2月1日まで (4年0月)

製造所等の区分 製造所 貯蔵所 取扱所

上記のとおり相違ないことを証明します。
 証明年月日 令和5年4月1日

事業所名 甲平石油(株) 業種 代表取締役
 証明者 氏名 甲平 太郎
 電話 018-836-5673

取得危険物取扱者免状(コピー)貼付欄

裏

各種証明書等をこの部分にのりづけしてください。

危険物製造所における実務経験2年以上で甲種を受験する方のみ必要です。

事業所(会社等)の印

証明者の印

危険物取扱者免状をお持ちの方はコピーを貼ってください。(免状裏面に記載事項がある場合は裏面のコピーも)

【当センター指定の振込用紙：原寸を縮小】

払込取扱票

00 東京 001703136220

一般財団法人 消防試験研究センター

住所 秋田県秋田市 中通6-7-9

氏名 消防 太郎

金額 円

日附印

振替払込請求書兼受領証

001703136220

一般財団法人 消防試験研究センター

住所 秋田県秋田市 中通6-7-9

氏名 消防 太郎

金額 円

日附印

振替払込受付証明書(お客さま用)

001703136220

一般財団法人 消防試験研究センター

住所 秋田県秋田市 中通6-7-9

氏名 消防 太郎

金額 円

日附印

保管してください。 願書に貼ってください。

- (注1) 金額を訂正したものは、無効となりますので間違った場合は新しい払込用紙を使用してください。
- (注2) 一旦払い込まれた試験手数料はお返しできません。
- (注3) 本人控え「振替払込請求書兼受領証」では、受験申請はできません。
- (注4) 「振替払込受付証明書(お客さま用)」を紛失しても当センターでは、責任を負えません。紛失した場合は、再度払込みをしてください。
- (注5) 払込み後、「振替払込受付証明書(お客さま用)」に郵便局の日附印が押されているか確認してください。

— 個人情報取り扱いについて —

一般財団法人消防試験研究センター（以下「当センター」という。）は、危険物取扱者及び消防設備士試験の実施と免状作成業務を行っています。

当センターは、試験及び免状事業の実施機関として個人情報を取り扱っていますので、個人情報の重要性を十分認識し、その保護の徹底を図るとともに、個人情報の保護に関する法令及びその他の関連する規範を遵守し、収集した個人情報は、正確、かつ、安全に取り扱います。

1 当センターの個人情報の内容と利用目的は次のとおりです。

(1) 個人情報の内容

氏名、生年月日、本籍、住所、電話番号、勤務先名、学校名、職業、顔写真、メールアドレス等です。

(2) 利用目的

利用は、本人確認、本人への通知・連絡、試験における座席への氏名表示、受験票への表示、結果通知書及び免状交付申請書、免状作成、免状交付状況に係る事項等の当センターの業務の範囲内で行います。

2 当センターは、利用目的を達成するため、当該情報を業務委託先に預託する場合があります。

その場合の業務委託処理は、個人情報を保護するための措置及び業務委託先との責任関係の明確化を図るとともに、業務機器等の安全対策を確実に実施しています。

なお、個人情報の提供は、団体受験に関し当該団体代表者へ提供するもの及び法令等に基づくものに限定し適切に取り扱います。

…… 問 い 合 わ せ 先 ……

(1) 受験に関すること

一般財団法人 消防試験研究センター 秋田県支部 電話 018(836)5673

(2) 電子申請に関すること

電子申請（インターネットからの受験申請）については、当センターのホームページに詳細な利用方法や、Q&Aが掲載されていますので、必ずこれをご確認のうえお申込みください。

なお、電子申請に関するトラブル等の問い合わせは下記までお願いします。

一般財団法人 消防試験研究センター 電子申請室

専用電話 0570-07-1000 受付時間 9:00~17:00（土日、祝日を除く。）

一般財団法人 消防試験研究センター ホームページ <https://www.shoubo-shiken.or.jp>



※ 一般財団法人 消防試験研究センターは、試験実施機関であり、受験準備のための講習会や参考書等の出版は、一切行っておりません。

※この試験案内は合格発表まで保管してください。

受験願書作成のチェックをしてください。(書面申請用)

チェック欄	チ エ ッ ク 項 目
	「振替払込受付証明書（お客さま用）」を貼りましたか。
	甲種受験資格又は科目免除を受けるための、資格を証明する書類等を添付しましたか。
	すでに危険物取扱者免状の交付を受けている方は、その免状のコピーを添付しましたか。
	試験日、試験種類、受験地は記入しましたか。

受験願書提出（郵送）先及び問い合わせ先

〒010-0001

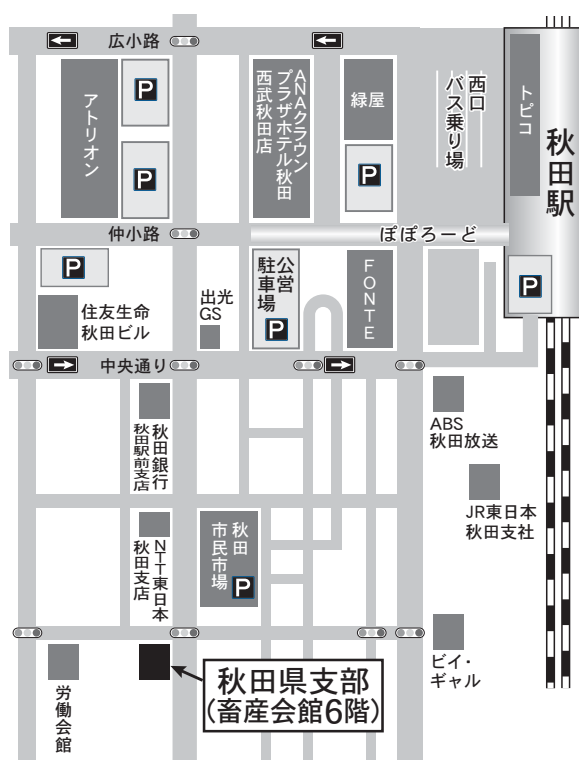
秋田市中通六丁目七番九号 秋田県畜産会館6階

(一財) 消防試験研究センター秋田県支部

TEL 018-836-5673 FAX 018-836-5672

※願書受付時間 平日 午前9時～午後5時
(土・日・祝日を除く)

案内図



秋田県支部に危険物取扱者試験受験願書を郵送する際、宛名ラベルとして使用してください。

※キリトリ※

※キリトリ※

〒010-0001

秋田市中通6-7-9 秋田県畜産会館6階

(一財) 消防試験研究センター 秋田県支部 行

危険物取扱者試験受験願書在中